

守口市空家等対策計画改定版(素案) パブリックコメント意見の内容及び本市の回答

募集期間:令和8年1月30日(金)~3月1日(日)

募集方法:メール、郵送又は各公共施設に設置した回収ボックスへの投函により受付

件数:1件2項目※投函された意見のうち、本計画に無関係な意見については受付していません。

パブリックコメントに対する本市の考え方を下記の通り記載しています。なお、計画案への反映・修正事項はありません。

番号	項目	質問内容(原文ママ)	回答
1	第5章 空家等対策における施策について	①P18.除却補助金制度の実施(継続) 物価高騰のおり、助成金の引き上げが一定必要ではないかと考えます。 また、融資制度はあると思いますが、同様に充実が必要と考えます。	本市において助成金の引き上げや融資制度の充実は予定しておりませんが、今後も補助を継続できるよう取組み、特定空家等の円滑な解消に繋がるよう努めます。
2	第7章 管理不全空家等・特定空家等に対する措置について	②P24.管理不全空家等の判断基準について 指導は必要と思いますが。判断基準の更新時に、対象の空き家の所有者等について、周知徹底が必要と思います。	判定基準の更新時に管理不全空家等に該当しないと判断された場合は、対象の空家の所有者等に周知するよう努めます。 なお、管理不全空家等に該当しないと判断されたものの、管理が不十分な空家に関しては、適宜、所有者等に対して助言などを行い、改善を促します。